

第18期 第17回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和7年1月28日(火) 午後2時31分～午後3時20分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 5番 金城 朝之 委員 6番 上里 さゆり 委員

7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (1 名)

4番 比嘉 強 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖 班 長: 宇地原 健

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

6番 上里 さゆり 委員 ・ 7番 金城 敏満 委員

8. 付議すべき案件

報告第 96 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 97 号 現況証明願について

報告第 98 号 確認願について

報告第 99 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 100 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第 101 号 農地法許可申請の取下げ願について

報告第	102	号	農地法第18条第6項の規定による通知について
協議第	6	号	農用地区域からの除外申請について
協議第	7	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について
協議第	8	号	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)案の意見聴取について
議案第	56	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	57	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	58	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 17 回総会を開催いたします。 (午後 2 時 31 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 6 番委員の上里さゆり委員と第 7 番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 96 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 96 号「転用後の利用状況報告について」、5 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 96 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 97 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 97 号「現況証明願について」、6 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 97 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 98 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 98 号「確認願につい

て」、1 件ございました。内容を確認のうえ、確認書を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 98 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 99 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 99 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 99 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 100 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 100 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 100 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 101 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 11 ページから 12 ページをお開きください。
報告第 101 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」は、1 件ございました。内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 101 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 102 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは、議案書の 13 ページから 14 ページをお開きください。 報告第 102 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、1 件ございました。 内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。 以上です。
議長	ただいまの報告第 102 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、協議第 6 号について審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	協議第 6 号については、農林水産課からの説明をお願いします。
農林水産課	農林水産課の宮城と申します。よろしくお願いします。 令和 6 年 12 月 20 日付けで、農用地区域からの除外について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。 議案書の 17 ページをお開きください。 申請場所は、字田頭前原 191 番(2032 m²)、字田頭前原 192 番(1799 m²)計 3,831 m²、目的は、送電事業の電気工作物設置に伴う工事ヤード、申請者は株式会社沖電工となっております。 申請場所については 19 ページをご確認ください。 今回申請内容については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 7 条の法第 15 条の 2 第 1 項第 1 0 号農用地区域内における開発行為の制限の公共性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないとみられるもので、農林水産省令で定められている行為における 27 号電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為に該当し、また、市町村の農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準(沖縄県農林水産部長通知)の農用地区域内の開発行為の許可が不要な施設として農用地区域から除外するもので、農林水産課としては、除外は適当であると考えております。 説明は以上です。審議のほどよろしくお願いします。
議長	協議第 6 号について説明が終わりました。 協議第 6 号について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

(5 番委員挙手)

議長

はい。金城委員。

5 番委員

今回、除外申請の件になるんですけど、除外申請については基本的に農地を資材置き場などに利用する場合、一時転用を利用すると思うけど、工事自体は 5 年ほど係るということと、除外要件を満たすことは先ほどの説明でもあったが、一時転用で対応することが困難だったということか。

農林水産課

一時転用では 3 年が目途となっており、今回の工期は 5 年となり一時転用の対象ではないということ。
申請者や沖縄県にも確認して、今回の場合は除外手続きが必要であるという調整がありました。

5 番委員

今回はたまたま公共性があって、5 年の工事期間があるということで除外申請があり、土地所有者としても除外したいという意見と一致したということで良いか。

農林水産課

はい。

5 番委員

これがただの民間の工事であれば認められないということで良いか。

農林水産課

はい。

5 番委員

もう一件、同意書について確認があります。27 ページに同意書がありますが、次のページで同意書が必要な地主とあり、隣接地は 193-1 もあるが当該地から同意書の必要はないのか。

農林水産課

当該地は白地地域となるため、同意書は不要となります。

5 番委員

通常、転用行為をするために周辺地域への配慮が必要だと思うが、当該地は白地地域だから特に問題ないということで良いか。

農林水産課

明確な根拠はないのですが、市町村により同意書を取っている又は取っていない

	いと分かれており、豊見城市は農振農用地から同意書を取っている状況です。
議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	今の同意書についてですが、田頭 198 番地の金城さんから取っていないようですが、特に問題はないのか。
農林水産課	今回、同意書をとっていないという理由書も付けての申請となります。
8 番委員	これは農地法や農振法に基づく法的なものですか。
農林水産課	法的なものではありません。
8 番委員	単なる担保としてなら、取得する必要はないのでは。
農林水産課	市町村の農業振興地域整備計画変更処理要領という県が出している要領がありまして、その中で「その他県農林水産部長が必要と認める書類」というのがあり、その中に「変更後の土地利用により、悪臭騒音及び汚水等によって隣接土地の農業上の利用または農村集落等の生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合に隣接地主や集落自治会長の同意書、意見書や公害防止協定さらには民間開発における実施計画書、地理計画書、その他担保となる融資証明書を 具体的に提出してください」ということで書かれていて、今回それを根拠に同意書を取っています。
8 番委員	同意書をとる場合って書かれていたと思うけど、今回の申請はその内容に該当するということか。
農林水産課	必ず取る必要はないが、豊見城市の場合、除外申請時に同意書をつけてもらっている状況です。
議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第 6 号については、豊見城市長に対して「適正である。」と回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 6 号については、豊見城市長に対して、「適正である。」と回答することに決定しました。次に協議第 7 号について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

協議第 7 号については、農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課

つづきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申請がありましたのでご説明したいと思います。

資料 40 ページお願いします。

基盤法により所有権移転を行うには、豊見城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿って取組むこととなっております。

本市基本構想第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項、1 の (1) ①ア (オ) に今回申請は該当しており、また、あっせん譲受等候補者名簿に、令和 2 年 10 月 14 日 17 番で登録されておりますことを報告しておきます。

それでは、所有権移転の申請が 1 件ございますので、説明したいと思います。

資料 43 ページお願いします。

R6-1 についてですが、譲渡人及び譲受人はご覧のとおりです。所有権を移転する農地の地番は保栄茂 330 番 3、面積 1,669 m²、対価 10,080,000 円で、移転時期は令和 7 年 2 月 28 日、支払期限は令和 7 年 2 月 28 日までに対価を支払うこととなっております。

資料 44 ページお願いいたします。

今回、所有権移転する土地については、譲受人が借り受けてナスの栽培を行っており、引き続きナス栽培を行う予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

協議第 7 号について説明が終わりました。

協議第 7 号については、1 件ずつ審議します。

はじめに、番号 R6-1 について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

(8 番委員挙手)

議長	はい。金城委員。
8 番委員	今回集積計画を作成し、集積するために農地を買うということですよね。 この申請者は現在、隣でやっているんですか。
農林水産課	今回、集積するわけではなく、もともと借りている畑を購入するという内容となります。
8 番委員	では、集積計画というわけではないのではないのか。
農林水産課	要件としては、基本的な構想第 5 の 1 (1) ①ア（オ）で借入者が当該農地の所有権を設定する場合に該当しております。
議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。
	(2 番委員挙手)
議長	はい。上原委員。
2 番委員	賃貸借の場合は、1 年分とか何年分まとめてとか払っていくことになるのか。
農林水産課	利用集計では年間での支払いになります。
2 番委員	以前の利用権設定と同じということか。
農林水産課	以前の利用権設定は現在、市で貸し借りについて対応をしていないものの、所有権移転のため対応しています。 今後は中間管理機構を通しての貸し借りとなります。
議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 番号 R6-1 については、豊見城市長に対して「適正である。」と回答すること に、ご異議ございませんか。
	(異議なし)

議長	異議なしとのことですので、番号 R6-1 については、 豊見城市長に対して、「適正である。」と回答することに決定しました。 次に協議第 8 号について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	協議第 8 号については、総会前に農林水産課から事前説明を行っております。 補足で説明等があれば農林水産課から説明をお願いします。
農林水産課	農業委員会の意見照会を経て、案の公告縦覧といった流れとなりますのでご審議のほどよろしくお願いします。
議長	協議第 8 号について説明が終わりました。 協議第 8 号について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。
事務局	休憩をお願いします。
議長	休憩します。
	休憩 午後 2 時 54 分 再開 午後 3 時 05 分
議長	再開します。これより採決します。 協議第 8 号については、豊見城市長に対して「案に対して意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、協議第 8 号については、豊見城市長に対して「案に対して意見なし」と回答することに決定しました。 これより議案審議に入ります。議案第 56 号について審議します。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。 では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 56 号について説明いたします。
議案書の 46 ページから 49 ページとなります。では、議案書の 47 ページをお開き下さい。
議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、1 件の申請がございました。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 49 ページをお開き下さい。
申請のありました、豊見城市字饒波 750-7 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
ここで、補足の説明がございます。字饒波 750-7 内にハウスが建てられておりますが、こちらは処分制限がないハウスとなります。申請人に確認したところ「自身で建てたハウスである」との話があり、農林水産課にも確認を取っております。
なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。
調査結果について、高安昌俊委員 から報告をお願いします。

高安推進委員

それでは、令和 7 年 1 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。
整理番号 1 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。
議案第 56 号について、1 件ずつ審議します。
はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。
質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。
次に議案第 57 号について審議します。
議案第 57 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事

	事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。 では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 51 ページをお開きください。議案第 57 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 52 ページから 55 ページになっております。ご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 489-12。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 申請人が農地法の手続きを知らなかったため、11 月ごろに整地してしまったとの事で、砂利敷きとなっております。始末書を受領しております。 農地の区分は 3 種農地と判断しております。 現地の調査結果については上原啓一委員から報告をお願いします。
2 番委員	それでは、令和 7 年 1 月 21 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 について、事務局の説明の通り、既に砂利敷きとなっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。
議長	事務局及び農業委員の説明が終わりました。 議案第 57 号について 1 件ずつ審議します。 はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	確認ですけど、53 ページに図面があって、前面道路は建築基準法の 2 項道路。ただ建物を作らないでしょ、ブロックとか構造物を作らない限りセットバックの義務が生じないと思うが、この図面は正しいのか。
事務局	特に都市計画課から話はなく、確認をしてみます。

議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから「許可相当」として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、議案第 58 号について審議します。 議案第 58 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。 では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 57 ページをお開きください。議案第 58 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。 整理番号 1 番につきまして 58 ページから 60 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 305-1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 整理番号 2 番につきまして 61 ページから 64 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字我那覇 525-1、525-4。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 現地の調査結果については上原啓一委員から報告をお願いします。
2 番委員	それでは、令和 7 年 1 月 21 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番 2 番について、現場は耕作されておりましたが、適正に管理されておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明と農業委員の報告が終わりました。 議案第 58 号については、1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可相当」として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。

(8 番委員挙手)

議長 はい。金城委員。

8 番委員 61 ページに図面があるじゃないですか。
この前面の道は公道になりますか。

事務局 この道は私道になります。

8 番委員 この道は分筆されて所有者がそれぞれ違うと思うけど、利用することは可能なのか。

事務局 この道を利用する土地の所有者の共有名義となっています。
過去に道路課に移管する予定だったが、地権者の 1 人が反対したため、移管されていないようです。

議長 他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可相当」として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。
委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁重なご意見とご審議を
いただきありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 7 年 1 月 28 日（火）

午後 3 時 20 分終了

議事録署名委員

議長

頼長 澄子

6 番委員

上里 3 ゆり

7 番委員

金城 敏満